



答 申 第 1 号  
令和7年1月31日

田布施町長 東 浩二 様

田布施町情報公開・個人情報保護審査会  
会長 藪本 知二



答申書の送付について

令和6年10月8日付け田総発第251号にて諮問のあったことについて、別添のとおりに回答します。

諮問庁：田布施町長

諮問日：令和6年10月8日（田総発第251号）

答申日：令和7年1月31日

## 答申書

### 第1 審査会の結論

令和6年9月24日付の審査請求を却下する。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

田布施町情報公開条例（以下「条例」という。）第6条により、町長自宅に令和6年8月7日送達した令和6年8月5日付の行政文書開示請求書（以下「本件開示請求書」という。）によって行われた行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、速やかに行政文書の開示決定を行うよう求める。

#### 2 審査請求の理由

##### (1) 審査請求書

本件開示請求書について、条例第8条第1項に掲げる、行政文書開示請求に係る決定の期限が遵守されていないため。

##### (2) 意見書

本件開示請求書が無効となる根拠について何も示されておらず、その点の詳細な主張立証を早急に求める。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経過

令和6年 9月25日	審査請求人より本件審査請求を受理
------------	------------------

#### 2 諮問庁の主張

本諮問は、請求人が8月5日付で送達したとする本件開示請求書の取扱について判断を求めるものであるが、そもそも本開示請求書は、条例第2条第1号に定める実施機関ではない東浩二後援会事務所に送達されており、受理することができない。

#### 3 諮問庁の考え方

本件開示請求書は、条例第7条にあるとおり、実施機関に提出しなければならず、本件開示請求書の提出は無効である。

#### 4 結論

上記に基づき、本審査請求は却下すべきである。

#### 第4 審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、審議を行った。

令和6年10月 8日	諮問庁から諮問書を収受
令和6年11月15日	審議
令和6年12月20日	審議
令和7年 1月24日	審議

#### 第5 審査会の判断の理由

審査請求人は、令和6年8月5日付け本件開示請求書によって行われた本件開示請求に対する決定を求めている。

そもそも行政文書開示請求は、条例によると、実施機関に対して行うことができ(第6条柱書)、行政文書開示請求書の実施機関への提出によって行われなければならない(第7条柱書)。本件開示請求は、審査請求人の本件開示請求書の記載からすると実施機関である町長に対して行政文書の開示請求を行うものであることから、本件開示請求書を実施機関である町長に提出しなければならない。しかし、審査請求人は、本件開示請求書を実施機関である町長にではなく、東浩二後援会宛てに郵送したものである。東浩二後援会は、町長という実施機関ではなく後援会という任意団体であるのだから、本審査請求人が条例第7条柱書のいう実施機関である町長に本件開示請求書を提出したと解することはできない。

したがって、本件開示請求書の提出は、条例第7条に定める実施機関ではなく東浩二後援会宛てに郵送されたものであり、無効であると判断して、本件開示請求先である実施機関の町長が審査請求人の本件開示請求書を受理しなかったことは妥当であるから、審査会は、本件開示請求書を受理を前提とする本件審査請求をその適否について判断することなく却下する。

#### 第6 委員

藪本 知二、田中 孝道、塩田 和子、山根 和美、立部 文崇(11月15日欠席)